

令和5年度 下諏訪町一般廃棄物処理実施計画

下諏訪町 住民環境課

I ごみ処理実施計画

1 計画の位置付け

本計画は、下諏訪町、岡谷市、諏訪市の2市1町が策定した「ごみ処理基本計画」の実施のために必要な令和5年度の事業について定める実施計画である。

2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 計画区域

下諏訪町の全域

4 発生量及び処理量の見込み

区分	分別の種類	見込み(t)
燃やすごみ	台所ごみ、ゴム類、革類などで、資源物として再生又は再利用ができない可燃性のごみ	4,625
埋立ごみ		35
資源物	金属類(小型家電含む)	74
	缶類	42
	ビン類	132
	ペットボトル	44
	発泡スチロール・トレイ	10
	硬質プラスチック	19
	紙類	436
	古布	46
	蛍光管・電球・乾電池	8
	生ごみ	152
	剪定木・草葉	207
ガラス・陶磁器	37	

5 重点項目

(1) ごみ排出抑制のための方策

①普及啓発

ア)「下諏訪町リサイクルカレンダー」「家庭ごみの分け方・出し方」(日本語版、英語版)を更新し、分別の徹底を図る。

イ)クローズアップしもすわ、ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を活用し、分別の徹底を図るとともに、ごみ減量の理解を求める。

ウ)諏訪湖クリーン祭などを実施し、楽しみながらごみ減量の理解を求める。

エ)諏訪湖周クリーンセンターの見学会を実施し、燃やすごみ減量に理解を求める。

オ)イベントなどを通じ堆肥化促進剤の配布を行い、生ごみ等の自家処理について理解を

求める。

カ) 下諏訪町衛生自治会連合会との協働

②リサイクルの推進

ア) 生ごみについて

- a 生ごみ処理機器の購入助成を引き続き行い、自家処理の普及を図る。
- b 生ごみリサイクル事業への参加者を引き続き募集するとともに、事業の周知拡大を図る。
- c 生ごみリサイクル推進委員会から情報誌（生ごみリサイクル通信エコしもすわ）の発行を年1回行う。

イ) 剪定木・草葉は、薪やチップ等の資源化処理に加え、草葉等は発酵促進剤を加えて土壌改良材にする。それらは、町内の公共施設等で活用するとともに、町民へ広く周知し、農耕地等での活用の拡大を図る。

ウ) 資源物として収集した金属類、缶、びん、ペットボトル、紙類等は、引き続き専門処理業者へ売却・引き渡しを行い、3Rの推進を図る。

エ) 埋立ごみとして収集したガラス、陶磁器くず等は、一部を資源化処理業者へ排出し、圧縮、減容固化、造粒固化といった処理を施し、資源化を行い、リサイクル率の向上を図る。

③発生抑制

関係団体と発生抑制のための手段等の研究。（食べ残し、生ごみ分解処理器の研究）

④事業系ごみ対策

事業者が排出する一般廃棄物について当事者意識の醸成を図り、分別の徹底をする。

ア) 事業系一般廃棄物の持ち込み検査の実施

イ) 違反事業者への直接指導

ウ) 「食べ残しゼロ よいさ運動」「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」推進事業の拡充

(2) 清潔の保持

①土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下「占有者」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔の保持に努めるとともに、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。（廃棄物処理条例第7条第1項）

②占有者は、計画に従い大掃除を実施しなければならない。（廃棄物処理条例第7条第2項）

(3) その他緊急時への対応

①災害時におけるごみ処理体制の確保

－下諏訪町災害廃棄物処理計画に基づく

②感染症対策

－廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドラインに基づく

6 収集・運搬計画

(1) 家庭系一般廃棄物の排出方法

ア) 燃やすごみと埋立ごみは有料とし、つぎのとおり排出すること。

区分	排出方法
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> 下諏訪町指定ごみ袋（証紙付き）で排出（ピンク色半透明） 諏訪湖周クリーンセンターへ直接搬入する場合、町指定ごみ袋に入っていない場合は、10 kg当たり 110 円の処理手数料を納付する。
埋立ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 下諏訪町指定ごみ袋（証紙付き）で排出（透明で緑字） 清掃センターへ直接搬入する場合、町指定ごみ袋に入っていない場合は、10 kg当たり 110 円の処理手数料を納付する。

イ) 資源物は無料とし、つぎのとおり排出する。

区分	排出方法
資源物	<ul style="list-style-type: none"> 下諏訪町指定ごみ袋で排出（透明で青字） 清掃センター又は資源物収集拠点へ搬入する場合、町指定ごみ袋は用いなくてもよいものとする。

(ア) 地区収集場所等での資源物の品目別による収集はつぎのとおりとし、剪定木、草葉は、期間限定で5月から11月までの間、第4週に収集する。

	収集週(日)	収集品目
地区収集	第1週	アルミ缶、ペットボトル、無色ビン 白色トレイ、発泡スチロールと色付きトレイ
	第2週	スチール缶、茶色ビン、紙類（新聞紙・ダンボール紙・その他の紙(雑誌, 書籍を含む)・紙パック)
	第3週	アルミ缶、ペットボトル、その他の色ビン 白色トレイ、発泡スチロールと色付きトレイ
	第4週	スチール缶、金属類（小型家電を含む） 剪定木、草葉（5月から11月まで）
	第5週	乾電池、蛍光管、電球
	月例収集 第3日曜日	硬質プラスチック、金属類・小型家電、乾電池、蛍光管・電球 ※赤砂崎公園駐車場で実施

(イ) 資源物収集拠点での収集はつぎのとおりとする。

設置場所	収集品目	備考
下諏訪町立図書館（駐輪場横）	古布（衣類, 布, バッグ, 鞆など）	<ul style="list-style-type: none"> 24時間対応 古布は中古品として再使用できるもの。
町内7ヶ所の店頭・施設 ①フレンドヤザキ ②老人福祉センター ③ゆたんぱ° ④下諏訪町役場 ⑤文化センター ⑥図書館 ⑦清掃センター	小型家電	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所により持込み可能時間や日時が異なる。
駅東リサイクルステーション	アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、無色ビン、茶色ビン、その他の色ビン、白色トレイ、発泡スチロール、色付きトレイ、紙類（新聞紙・ダンボール紙・その他の紙(雑誌・書籍を含む)）、古布（衣類, 布, バッグ, 鞆など）	<ul style="list-style-type: none"> 24時間対応 古布は中古品として再使用できるもの。
星が丘古紙古布リサイクルステーション	紙類（新聞紙・ダンボール紙・その他の紙(雑誌・書籍を含む)）、古布（衣類, 布, バッグ, 鞆など）	<ul style="list-style-type: none"> 24時間対応 古布は中古品として再使用できるもの。

(2) 事業系一般廃棄物：排出事業者がその責任において自ら処理するもの

排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区収集場所へは排出しないこと。 ・ 家庭系一般廃棄物における区分と同等以上の分別を行うこと。 ・ 産業廃棄物を混入させないこと。 ・ 町長が指定する場所へ直接搬入する場合、10 kg当たり 160 円の処理手数料を納付すること。
収集運搬方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者が自ら行う。または搬出事業者は、一般廃棄物収集運搬業者に委託する。

(3) 其他のごみ

ア) 動物の死体

収集運搬方法	所有者	<ul style="list-style-type: none"> いる = 所有者自ら直接搬入 (1 体につき 940 円を納付) 不明 = 施設の管理者が搬入
処理方法	焼却	

イ) 不法投棄

収集運搬方法	施設の管理者が搬入
処理方法	資源化または焼却もしくは埋立

ウ) 地域清掃等により回収されたごみ

収集運搬方法	地域清掃等主催団体が搬入
処理方法	資源化または焼却もしくは埋立

(4) し尿、浄化槽汚泥

収集運搬方法	町の許可業者による収集運搬
処理方法	湖北衛生センター(標準脱窒素処理方式+高度処理)での焼却

(5) 収集及び処理しないごみ

産業廃棄物、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象品目(ブラウン管テレビ・プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物等については、収集及び処理は行わない。

処理区分	区分	品目	排出者における処理方法
収集しないごみ	可燃性粗大ごみ	指定袋に入らないもの(木製家具類その他可燃性のもの)	湖周クリーンセンターに直接持込
	不燃性粗大ごみ	指定袋に入らないもの	廃棄物処理業者に回収依頼または下諏訪町衛生自治会が実施する大型危険物の有料回収を利用
	一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの(地区収集場所に出せる燃やすごみ、埋立ごみ、資源物で引っ越し、大掃除等一時的に多量に発生したごみ。1日の地区収集場所への排出量が種別ごとの最大容量の指定袋換算で2袋を超えるもの。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やすごみは湖周クリーンセンターに直接持込 ・ 埋立ごみ、資源物は清掃センターに直接持込
収集及び処理しないごみ	家電リサイクル法対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラウン管テレビ、薄型テレビ ・ 冷蔵庫、冷凍庫 ・ 洗濯機、衣類乾燥機 ・ エアコン 	家電リサイクル法対象品目の小売業者、収集運搬許可業者に持込か回収依頼

処理区分	区分	品目	排出者における 処理方法
収集及び処理しないごみ	危険物・薬品等	・ガスボンベ等高压容器 ・廃油、ガソリン、灯油、塗料、農薬など ・医療廃棄物（感染性廃棄物）	販売店又は専門業者に相談
		・消火器	
処理できないもの又は処理に著しい影響を及ぼすもの	粗大ごみ、家電製品	・資源物袋に入らない金属と焼却物が混在し容易に分離できないものなど（自転車、タイヤ、バッテリー、スキー用品、スプリング入りマット、水銀体温計など）、畳など	廃棄物処理業者に回収依頼または下諏訪町衛生自治会が実施する大型危険物の有料回収を利用
	産業廃棄物	・土砂、コンクリート、石膏ボード、建築廃材など	販売店又は専門業者に相談

(6) その他のごみ

- ア) 廃食油は、消費者の会において年1回、回収する。
- イ) インクカートリッジは、町庁舎玄関、文化センター、町図書館、老人福祉センター、町清掃センターに専用回収箱を設置して回収する。
- ウ) 廃パソコンは、排出者自らがメーカーまたはパソコン3R推進協会に回収を依頼する。
- エ) オートバイは、排出者自らが廃棄二輪車取扱店または指定取引場所に直接持ち込む。
- オ) 在宅医療廃棄物

一般家庭における在宅医療廃棄物については、次のとおりとする。

(ア) 血液や汚物が付着した紙くず、繊維くず、蓄尿バッグなどのプラスチック等で、可燃性の廃棄物については、できる限り血液や汚物を取り除き、他にふれることがない、或いは飛散することのないようにしたうえで、燃やすごみとして排出する。

(イ) 注射針等の鋭利な物については、医療関係機関に相談のうえ処理することを原則とする。

(7) 一般廃棄物処理業の許可方針

ア) 一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物の収集運搬については、現在、許可している業者等の処理能力において十分な処理が可能であることから、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可については、令和2年度から原則としては行わない。ただし、次の場合は許可を行う。

(ア) 湖周地区（岡谷市、諏訪市）の許可を既に受けている業者の申請

(イ) 町外で収集したごみを町内の処理施設や処理業者に運搬する等、町内において収集を行わない業者の申請

(ウ) 許可更新申請を失念していた等の理由に基づき、許可期限の満了までに許可更新しなかった業者の申請

(エ) 既存個人許可業者が法人化する場合、又は既存法人許可業者が合併する場合の申請

(オ) 下諏訪町のごみ減量化推進にあたり、特に必要と認められる場合の申請

イ) 一般廃棄物処分業

令和2年度から原則として新規の許可は行わない。ただし、適正処理することが確実

であり、かつ、下諏訪町内の既存処理施設において処理が困難である廃棄物を扱う場合には、許可を行う。

ウ) 許可方針の見直し

許可方針については毎年度策定する下諏訪町一般廃棄物処理実施計画の策定時に検討し状況に応じて見直すこととする。

7 中間処理計画

(1) 燃やすごみ

諏訪湖周クリーンセンターにて焼却処理する。

【施設概要】 所在地：岡谷市字内山 4769 番 14
 処理能力：110 t / 24h (55 t / 24h × 2 炉)
 焼却炉：ストーカ式
 平成 28 年 12 月 1 日稼働

(2) 資源物等

ア) 下諏訪町清掃センターでの中間処理

【施設概要】 所在地：下諏訪町 652 番地 4
 設備：資源物ストックヤード

区 分	処理		保管	搬出
アルミ缶	選別		コンテナ	清掃センター 管理運營業務 受託者が契約 する業者へ連 絡
スチール缶	選別		コンテナ	
ペットボトル	選別		フレコン	
無色ビン	選別		保管庫	
茶色ビン	選別		保管庫	
その他の色ビン	選別		保管庫	
白色トレイ	選別		フレコン	
発泡スチール・色 トレイ	選別後、分別	発泡スチロール	フレコン	
		色トレイ	フレコン	
金属類・小型家電	選別		コンテナ	
剪定木・草・落葉	選別後、 3 種類 に分別 し処理	直径 1 cm 以上の木 割り処理→薪 破砕処理→木チップ	保管庫	希望者へ配布
		直径 1 cm 以下の枝 破砕処理→雑チップ	保管庫	薪は 100 円 /10 kg で有料
		草・草葉 堆肥化基材による発 酵促進→土壌改良材	保管庫	その他は無料
硬質プラスチック	選別		コンテナ	町が契約する 業者へ連絡
蛍光管・電球	保管		専用保管箱	
乾電池	選別		ドラム缶	
埋立ごみ	選別		保管庫	

イ) 町委託民間処理施設による処理

区 分	売却先・中間処理施設	備考
古新聞	町委託民間処理施設	町が指定する業者に売却し資源化

古雑誌	町委託民間処理施設	町が指定する業者に売却し資源化
段ボール	町委託民間処理施設	町が指定する業者に売却し資源化
紙パック	町委託民間処理施設	町が指定する業者に売却し資源化
雑古紙	町委託民間処理施設	町が指定する業者に売却し資源化
シュレッダー紙	町委託民間処理施設	町が指定する業者に売却し資源化
古布	町委託民間処理施設	町が指定する業者に売却し資源化
ガラス屑・陶磁器屑	町委託民間処理施設	町が指定する業者にて資源化
蛍光管・電球	町委託民間処理施設	町が指定する業者にて資源化
乾電池	町委託民間処理施設	町が指定する業者にて資源化

ウ) その他

区 分	売却先・中間処理施設	備考
生ごみ	町生ごみリサイクルセンター	町が指定する業者にて資源化
廃食油	—	町と協定する処理業者で資源化
インクカートリッジ	—	町と協定する処理業者で資源化

※町が委託する一般廃棄物中間処理業者及び最終処理業者は、別表を参照

8 処理施設の整備

(1) リサイクル施設

剪定木等リサイクル施設の適正な維持管理をしていく。

(2) 埋立処分地

町屋敷最終処分場、砥沢最終処分場への埋立計画期間後も安定した管理をしていく。

埋立計画期間：町屋敷最終処分場（～昭和 50 年 3 月） 廃止届提出済

砥沢最終処分場（～平成 7 年 3 月） 廃止届提出済

別表

町が委託する一般廃棄物収集運搬業者

業者名	代表者名	住所	対象となる廃棄物の種類
(株)津村商事	津村 朋信	下諏訪町 10616 番地 372	燃やすごみ、資源物、埋立ごみ

町が委託する一般廃棄物中間処理業者

業者名	代表者名	住所	対象となる廃棄物の種類
下諏訪町清掃センター	町長	下諏訪町 652 番地 4	剪定木、草葉
諏訪湖周クリーンセンター	組合長	岡谷市内山 4769 番 14	燃やすごみ
(株)クリーンウェイスト	長谷 誠	下諏訪町 4437 番地 2	ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、硬質プラスチック、小型家電、金属類（月例収集）
天竜商事(有)	朝比奈 拓	下諏訪町 4769 番地	古新聞、古雑誌、段ボール、紙パック、雑古紙類、古布
(株)山崎商店	山崎 将寛	諏訪市高島一丁目 1 番 8 号	金属類混合材
林金属工業(株)	林 斗志幸	諏訪市小和田南 9 番 14 号	アルミ缶、スチール缶、廃蛍光管・電球
J F E 条網(株)鹿島製造所	中塚 敏郎	茨城県神栖市南浜 7 番地	廃乾電池
丸硝(株)	堤 俊彦	岐阜県大垣市荒尾町 674 番地	無色ビン、茶色ビン
トーエイ(株)	今津 真治	愛知県知多郡東浦町大字藤江字南栄町 1 番 38 号	その他の色ビン
(株)光商会	加藤 相哲	木曾郡木曾町新開 2294-1	生ごみ
安藤紙業(株)	安藤 康将	静岡県富士市中元郷 1039 番地	古着類

町が委託する一般廃棄物最終処理業者

業者名	代表者名	住所	対象となる廃棄物の種類
トーエイ(株)	今津 真治	愛知県知多郡東浦町大字藤江字南栄町 1 番 38 号	ガラス、陶磁器
(株)ウィズウェイストジャパン	山田 耕	群馬県草津町大字前口字細久保 189-1 外	埋立ごみ

II 生活排水処理実施計画

1 生活雑排水処理

(1) 生活排水処理に関する基本方針

諏訪湖流域関連公共下水道による生活排水処理を基本とする。

①処理施設 豊田終末処理場（諏訪市大字豊田字湖畔 1866-1）

処理能力：137,700 m³/日

処理方法：擬集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速砂ろ過

②処理区域 下諏訪町内

(2) 整備接続状況（R4 年度末）

①整備済人口 18,976 人

②接続済人口 18,705 人

2 し尿・浄化槽汚泥処理

(1) 収集運搬計画

①収集運搬計画

・投入台数：120 台

・し尿汲取り：158.0k1 ・浄化槽汚泥：58.0k1

・収集区域：町内一円 ・収集運搬回数：申し込みの都度

②収集体制 株津村商事：バキューム車4台（し尿・浄化槽汚泥兼用）

③処理施設 湖北衛生センター（辰野町大字辰野字山ノ尾 2520）

処理方法：標準脱窒素処理方式＋高度処理

能力：100k1/日

別紙（I 5（3）①関係）

下諏訪町災害対策本部〔住民環境部〕

＜災害廃棄物応急対策マニュアル＞

下諏訪町災害廃棄物処理計画に基づき対応する

1. 大型被災ごみ

（1）集積対象被災ごみ

- ①畳、②布団類・じゅたん、③木くず・木製家具類、④その他の大型可燃物
- ⑤特定家電（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）、⑥金属類・小型家電
- ⑦ガラス陶磁器、⑧がれき類（コンクリート・ブロック・レンガ・瓦・石膏ボード・スレート）、⑨その他

（2）受入時間 <午前8時45分～11時30分、午後1時～4時30分>

※土曜日、日曜日、祝日を除く（土・日含む）

※上記受入時間を原則とするが、災害の状況に応じ、最終判断をし、ホームページやごみ分別アプリ等を通じて、周知を行うこととする。

（3）排出場所

町指定仮置場

※災害発生後、被害状況等に応じ、町指定仮置場を決定し、ホームページやごみ分別アプリ等を通じて、周知を行うこととする。

2. 小型可燃ごみ⇒地区収集再開後、通常どおりごみステーションへ排出

資源物⇒地区収集再開後、通常どおりごみステーションへの排出

3. 処理困難物⇒町内各業者への受入態勢の確保

4. 汲み取り式便槽への水害⇒汲み取り収集業者へ依頼

・業者への委託

5. 諏訪湖周クリーンセンターでの、被災ごみの受け入れ

6. 金属類、不燃ごみ⇒町の指定受入業者への被災ごみ受け入れ協力依頼

・通常持ち込み施設の活用

7. 長野県市町村災害時相互応援協定等、各協定に基づく相互応援